

初めて雇うときの

労働保険必須知識

令和5年度版



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

はじめに

事業を営むには、事業計画、マーケティング、資金調達等、大事なことがたくさんありますが、人を雇うときは、各種法令上の手続等を遺漏なく行うことが欠かせません。人を雇うということは、その人の行動を指揮、命令により一定の間、支配下に置くことであり、それだけに使用者としての責任が生じます。

人を初めて雇うときの法令上の手続に、労働保険の成立手続があります。本テキストは、初めて雇い入れを行う方、または考えている方を念頭に、その労働保険について述べたものです。

労働保険は、図に示すように**労働者災害補償保険**（労災保険）と**雇用保険**を合わせたものをいいます。



労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば、適用事業となります。適用事業の事業主の方は、労働保険の成立手続を行い、労働保険料を納付しなくてはなりません。

一方、労働保険は、労働者はもちろんのこと、事業主をも守るセーフティーネットでもあります。

本テキストで、労働保険について必要な知識が得られ、事業活動が円滑に進むことを願うものです。

目次

1. 労働保険のあらまし	1
1-1 労働保険とは	1
1-2 労災保険とは	1
1-3 雇用保険とは	1
2. 労働保険の成立手続	2
2-1 保険関係成立届、概算保険料申告書	2
2-2 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届	2
2-3 一元適用事業と二元適用事業、提出手続	2
2-4 労働者の取扱い	4
3. 労働保険料の申告・納付	5
3-1 労働保険の年度更新	5
3-2 労働保険料の分割納付（延納）	6
3-3 増加概算保険料の申告・納付	6
3-4 電子申請・電子納付	7
3-5 労働保険料等の口座振替納付	7
4. 労働保険料の負担割合	8
4-1 労災保険率	8
4-2 雇用保険料率	10
5. 労働保険事務組合	11
5-1 労働保険事務組合への委託手続は	11
5-2 委託できる事務の範囲	11
5-3 事務処理を委託する利点	12
6. 労災保険制度補足（給付内容）	13
7. 雇用保険制度補足	17
7-1 被保険者の範囲	17
7-2 失業等給付について	17
7-3 求職者給付（一般求職者給付）	18
7-4 事業主の方には	18
8. 労災保険の特別加入制度	19
9. 労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度	21
参考 労働保険の手続に必要な社会保障・税番号（マイナンバー）等	23
別紙1 保険関係成立届記入例	24
別紙2 概算保険料申告書記入例	25
別紙3 雇用保険適用事業所設置届記入例	26
別紙4 雇用保険被保険者資格取得届記入例	27
別紙5 賃金集計表の書き方	28
別紙6 労働保険事務等委託書（組様式第1号）	30

1 労働保険のあらまし

1-1 労働保険とは

労働保険とは、**労働者災害補償保険**（以下「**労災保険**」といいます。）と**雇用保険**とを総称した言葉です。保険給付は、両保険で別個に行われますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われます。

ポイント

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は保険関係成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

1-2 労災保険とは

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由、又は通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行う保険制度です。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。（13 頁に補足説明）

1-3 雇用保険とは

労働者が失業した場合や、労働者の雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な保険給付を行う保険制度です。

また、失業の予防、労働者の能力開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。（17 頁に補足説明）

2 労働保険の成立手続

2-1 保険関係成立届、概算保険料申告書

労働保険の適用事業となった場合（その事業が開始された日、又は適用事業に該当するに至った日）には、労働保険の保険関係成立届（別紙1参照）を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。その後、当該年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額）を、概算保険料として申告・納付（別紙2参照）することとなります。

注 事業とは、一定の場所において一定の組織のもとに有機的に相関連して行われる一体的な経営活動のことを言います。本社・本店と、別の場所にある支店や工場は、基本的に、別の事業（事業主は共通）ということになります。

2-2 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険の適用事業となった場合（その事業が開始された日、又は適用事業に該当するに至った日）は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届（別紙3参照）及び雇用保険被保険者資格取得届（別紙4参照）を所轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。

2-3 一元適用事業と二元適用事業、提出手続

手続は、一元適用事業と二元適用事業とで異なります。

一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等に関して、両保険を一元的（一緒）に取り扱う事業で、大部分の事業がこれに該当します。

二元適用事業とは、事業の実態から、労災保険と雇用保険の適用を区別する必要があるため、両保険の保険料の申告・納付等を二元的（別々）に行う事業です。一般的に、農林水産業・建設業等が二元適用事業となります。

【一元適用事業の手続】

必要書類	提出期限	提出先
ア 保険関係成立届	適用事業となった日の翌日から起算して10日以内	所轄の労働基準監督署
イ 概算保険料申告書	適用事業となった日の翌日から起算して50日以内	所轄の労働基準監督署、又は所轄の都道府県労働局、又は日本銀行（代理店、歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本支店、郵便局）でも可能）
ウ 雇用保険適用事業所設置届	適用事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内	所轄の公共職業安定所（ハローワーク）
エ 雇用保険被保険者資格取得届	資格取得の事実があった日の翌月10日まで	所轄の公共職業安定所（ハローワーク）

アの手続を行った後、又は同時に、イの手続を行います。

アの手続を行った後に、ウ及びエの手続を行います。

【二元適用事業の手続】

ー労災保険に係る手続ー

必要書類	提出期限	提出先
ア 保険関係成立届	適用事業となった日の翌日から起算して10日以内	所轄の労働基準監督署
イ 概算保険料申告書	適用事業となった日の翌日から起算して50日以内	所轄の労働基準監督署、又は所轄の都道府県労働局、又は日本銀行（代理店、歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本支店、郵便局）でも可能）

アの手続を行った後、又は同時に、イの手続を行います。
公共職業安定所（ハローワーク）では手続を行えません。

ー雇用保険に係る手続ー

必要書類	提出期限	提出先
ア 保険関係成立届	適用事業となった日の翌日から起算して10日以内	所轄の公共職業安定所（ハローワーク）
イ 概算保険料申告書	適用事業となった日の翌日から起算して50日以内	所轄の都道府県労働局、又は日本銀行（代理店、歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本支店、郵便局）でも可能）
ウ 雇用保険適用事業所設置届	適用事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内	所轄の公共職業安定所（ハローワーク）
エ 雇用保険被保険者資格取得届	資格取得の事実があった日の翌月10日まで	所轄の公共職業安定所（ハローワーク）

アの手続を行った後、又は同時に、イ～エの手続を行います。
イの手続は公共職業安定所（ハローワーク）では行えません。

ポイント

労働保険は政府が管理し、運営する強制保険ですので、原則として労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は労働保険の成立手続を行い、労働保険料を納めなければなりません。

成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、成立手続を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、行政庁の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は遡って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。

また、政府は事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労災に該当する事故が発生し、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することとなります。

2-4 労働者の取扱い

労働者とは、職業の種類を問わず、事業場に使用される者で労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。

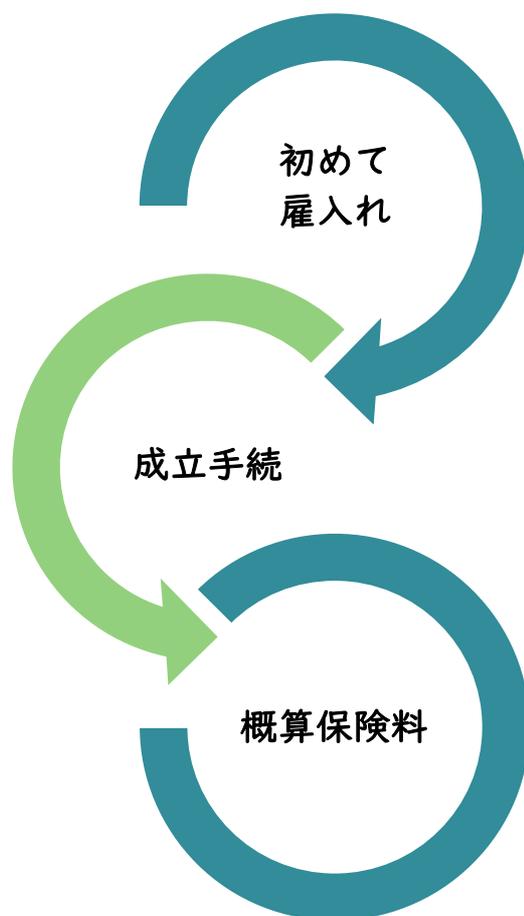
労災保険は、すべての労働者が対象となります。いわゆるパートタイマー、アルバイト等の短時間労働者、非正規の労働者も対象です。

雇用保険は、原則として、次の2要件を満たしている者が被保険者となります。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (2) 31日以上雇用の見込みがあること。

次の方の取扱いに関しては、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。

- ・法人の役員や同居の親族の取扱い
- ・雇用保険における季節労働者や高校、大学等の昼間学生等の取扱い



3 労働保険料の申告・納付

3-1 労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、その年度における申告の際に**概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算**することとしており、事業主は、**前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付**することとなります。

これを「**年度更新**」といい、例年、6月1日から7月10日までの間（令和5年度は6月1日（木）から7月10日（月）までの間）に、労働基準監督署、都道府県労働局及び金融機関で手続を行うこととなります。

公共職業安定所（ハローワーク）では、申告・納付は取り扱っていません。ご注意ください。

ポイント

保険料の額＝賃金総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た額

ア. 概算保険料（起業した年度）

保険年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の中途において保険関係が成立した継続する一元適用事業については、その日から当該保険年度末までの間における**賃金総額**の見込み額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じた金額です。

イ. 確定保険料（起業した翌年の年度）

保険関係が成立した日から当該年度末までに支払った**賃金総額**（当該年度間に支払いが確定した賃金は、算定期間中に実際に支払われていなくても参入してください。）に、保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じた額を確定保険料として、翌年度に申告納付します。

これが上記アの概算保険料を下回った部分は翌期の概算保険料に充当されるか、還付されます。還付を希望する場合は、確定保険料申告書を提出する際に、又は確定保険料についての認定決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に「労働保険料一般拠出金還付請求書」を所轄の都道府県労働局に提出する必要があります。

注) **賃金総額**は、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額のことです。

- ・保険料の算定対象になる賃金は、下記のようなものがあります（例示）。

基本給・固定給等基本賃金、超過勤務手当、深夜手当、休日手当、扶養手当、宿直手当、管理職手当、単身赴任手当、住宅手当、賞与、通勤手当、休業手当（労働基準法第26条の規定に基づくもの）、いわゆる前払い退職金等

- ・保険料の算定対象にならないものは下記のようなものがあります（例示）。

休業補償費（業務災害、通勤災害に係るもの）、冠婚葬祭関係、災害見舞金等見舞金、解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づくもの）、年功慰労金、出張旅費・宿泊費等（実費弁償的なもの）、会社が全額負担する生命保険の掛金、財形貯蓄のため会社が負担する奨励金、創立記念日等の祝金、退職金、一部の社員のみが社宅貸与費等

3-2 労働保険料の分割納付（延納）

概算保険料額が 40 万円（労災保険又は雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は 20 万円）以上の場合、又は**労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合は**、下記のとおり労働保険料の納付を**3回に分割納付（延納）**することができます。

労働保険事務組合については、後ろの 11 頁をご覧ください。

なお、一般拠出金（アスベストの健康被害者救済費用にあてるため、広く事業主が負担するもので前年度の賃金総額に 0.02/1000 を乗じた額）については、分割納付（延納）することができません。

（初年度）

	4月1日～5月31日に成立した事業場			6月1日～9月30日に成立した事業場	
	第1期	第2期	第3期	第1期	第2期
対象期間	成立した日～7月31日	8月1日～11月30日	12月1日～翌年3月31日	成立した日～11月30日	12月1日～翌年3月31日
納期限	成立した日の翌日から起算して50日以内	10月31日	翌年1月31日	成立した日の翌日から起算して50日以内	翌年1月31日

注）継続事業で10月1日以降に成立した事業場については、初年度は分割納付が認められませんので、成立した日から3月31日までの期間の保険料を、一括して納付することになります。

（翌年度以降）

	第1期	第2期	第3期
対象期間	4月1日～7月31日	8月1日～11月30日	12月1日～翌年3月31日
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日

注）いずれも例年の場合です。納期限に該当する日が土・日・祝日である場合は、その次の開庁日が納期限となります。

労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場は、第2期、第3期の納期限が、原則として、それぞれ11月14日、翌年2月14日となります。

3-3 増加概算保険料の申告・納付

概算保険料申告書を提出したのちに、年度の中途において、事業規模の拡大等により賃金総額の見込額が当初の申告より100分の200（2倍）を超えて増加し、かつ、その賃金総額に基づく概算保険料の額が申告済の概算保険料よりも13万円以上増加する場合は、増加額を増加概算保険料として申告・納付する必要があります。

3-4 電子申請・電子納付

労働保険の適用徴収関係手続は、電子申請・電子納付によっても行うことができます。電子申請を利用することにより、都道府県労働局、労働基準監督署又は金融機関の窓口へ出向くことなく、**夜間、休日でも手続ができます。**

年度更新を電子申請した場合は、併せて電子納付することが可能です。また、延納（分割納付）の申請をした場合の第2期以降の納付については、年度更新を電子申請していない場合でも電子納付ができます。

電子申請の等の詳しい内容は、

電子政府 e-Gov（イーガブ）電子申請ページ (<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

又は

厚生労働省ホームページ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労働保険の適用・徴収 > 労働保険関係手続の電子申請について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/denshi-shinsei.html

3-5 労働保険料等の口座振替納付

労働保険料等の口座振替納付とは、事業主の皆様が、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納付するものです。

<口座振替による納付の主なメリット>

- ・保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ・納付の”忘れ”や”遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ・手数料はかかりません。
- ・法定納期限から保険料の引き落とし日までに最大約2カ月ゆとりがあります。

労働保険料等の口座振替納付の詳しい内容については、

厚生労働省ホームページ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労働保険の適用・徴収 > 労働保険に関する総合情報はこちら > 労働保険料等の口座振替納付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/hokenryou/index.html

4 労働保険料の負担割合

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（次に示す労災保険率と雇用保険率の合計）を乗じて得た額です。そのうち、**労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

4-1 労災保険率

労災保険率は、次の表のとおり、事業の種類に応じて異なります。

（令和5年4月1日現在）

事業の種類 の分類	番号	事業の種類	労災 保険率
林業	02 又は 03	林業	60/1000
	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18/1000
漁業	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38/1000
	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88/1000
鉱業	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16/1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1000
	25	採石業	49/1000
	26	その他の鉱業	26/1000
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62/1000
建設事業	32	道路新設事業	11/1000
	33	舗装工事業	9/1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5/1000
	38	既設建築物設備工事業	12/1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5/1000
	37	その他の建設事業	15/1000
	41	食料品製造業	6/1000
製造業	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1000
	44	木材又は木製品製造業	14/1000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5/1000
	46	印刷又は製本業	3.5/1000
	47	化学工業	4.5/1000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1000
	66	コンクリート製造業	13/1000
	62	陶磁器製品製造業	18/1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1000

	51	非鉄金属精錬業	7/1000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5/1000
	53	鋳物業	16/1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10/1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5/1000
	55	めつき業	7/1000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5/1000
	57	電気機械器具製造業	2.5/1000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4/1000
	59	船舶製造又は修理業	23/1000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1000
	61	その他の製造業	6.5/1000
運輸業	71	交通運輸事業	4/1000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9/1000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9/1000
	74	港湾荷役業	13/1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5/1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1000
	94	その他の各種事業	3/1000
	90	船舶所有者の事業	47/1000

4-2 雇用保険料率

令和5年度における雇用保険料率（雇用保険率）と、そのうちの事業主と労働者（被保険者）との負担分は、下表のとおりです。

事業の種類	①労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	
一般の事業	6/1000	9.5/1000	3.5/1000	15.5/1000
農林水産 [*] ・清 酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	3.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	4.5/1000	18.5/1000

(注) 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

ポイント

労働保険料の負担額の計算事例

食料品・日用品等の小売業を営む事業で、従業員（労働者）は1名。従業員は週40時間労働で雇用保険被保険者、1年間（4月～翌年3月）の賃金が450万円（毎月30万円で、7月に賞与1か月分、12月に賞与2か月分支給）の場合

この事業は、事業の種類が、労災保険率については4-1の表の「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」となります。労災保険率は3/1000です。雇用保険率については、上の表の「一般の事業」となります。雇用保険率は15.5/1000です。

○年間労働保険料のうち**労災保険分**は、年間賃金総額が450万円ですから、

年間賃金総額×労災保険率=450万円×3/1000=**13,500円**

○**雇用保険分**は、年間賃金総額450万円ですから、

賃金総額×雇用保険率=450万×15.5/1000=**69,750円**

★年間労働保険料は、両者合わせて**83,250円**（=13,500円+69,750円）となります。

★このうち**事業主負担分**は、**雇用保険の労働者負担分を除いた分**です。

雇用保険の労働者負担分は、労働者に賃金を支払う都度、その賃金額に应ずる労働者負担額を賃金から控除できます。労働者負担分の率は6/1000で、月例給は30万円ですから、毎月の労働者負担額は1,800円（=300,000×6/1000）で、さらに、7月は賞与30万円に対し1,800円が、12月は賞与60万円に対し3,600円が加わります。

労働者負担分の年間計は27,000円（=1,800×12+1,800+3,600円）となります。

★**事業主負担分**は、年間、83,250円-27,000円=**56,250円**となります。

○従業員が、一週の所定労働時間が20時間に満たない短時間アルバイト（又は昼間学生アルバイト）などで雇用保険の被保険者に該当しない場合は、労災保険分のみ保険料となります。

5 労働保険事務組合

中小規模の事業であれば、労働保険料の申告・納付などの事務処理を、労働保険事務組合に委託することができます。事務を省力化し、事業本来の業務に集中できます。

労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体のことです。全国で9,200余りあり、140万を超える事業が事務処理を委託（労働保険事務組合の組合員となる）しています。

お近くにある労働保険事務組合については、都道府県労働局、或いは全国労働保険事務組合連合会の支部にお尋ねください。都道府県労働局のホームページには、管轄内の労働保険事務組合の名称や住所を載せた名簿が載っています。

また、事業主の皆さまは、**事業協同組合、商工会議所、商工会等**に加盟されていることも多いと思いますが、その団体が厚生労働大臣から労働保険事務組合の認可を受けている場合があります。その場合は、その団体に労働保険事務の委託が可能です。

なお、事務処理を委託できる事業主は、次の表のとおり、常時使用する労働者数に上限があります。

事業の種類	常時使用する労働者数（企業全体）
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下

委託する場合、労働保険料以外に、委託手数料が必要となります。

5-1 労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず、「労働保険事務等委託書」（別紙6参照）を、労働保険の事務処理を委託する労働保険事務組合に提出してください。

5-2 委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲は、おおむね次のとおりです。

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務（下記5-3③）
- ④ 雇用保険の被保険者（労働者）に関する届出等の事務
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務、並びに印紙保険料に関する事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務には含まれません。ご注意ください。

ここでいう印紙保険料とは、雇用保険の日雇労働被保険者が雇用保険印紙で保険料を支払う場合を指します。

(注) ①②に係る法人番号の取扱い、及び④に係る個人番号関係事務

個人番号関係事務を実施するため、労働保険事務組合では特定個人情報取扱規程の整備等の安全管理措置を講じています。

5-3 事務処理を委託する利点

- ✓労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に代わって処理されるので、事務の省力化が図られます。
- ✓労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できます（P 6 参照）。
- ✓通常では労働保険に加入することができない事業主（5-1の表に定める数の労働者を常時使用する事業主）や家族従事者の方でも、労災保険に特別加入することができます。

ポイント

労働保険事務組合に委託することで、下記の事務処理の**省力化が可能**です。その分、事業に専念できます。

また、労働保険料の**分割納付**が、保険料の金額にかかわらず行うことができます。

労働保険の成立手続

保険関係成立届、概算保険料申告書の提出

雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届の提出

労働保険料の申告・納付

労働保険の年度更新

労働保険料の分割納付（延納）

増加概算保険料の申告・納付

参考 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会（全国労保連）

全国の労働保険事務組合の8割強が会員となっている労働保険事務組合の団体です。全国に本部及び47支部があります。

全国労保連の「**労保連労働災害保険**」（労災保険の成立手続済であることを前提とする**全国労保連独自の上乗せ保険**です。）を取り扱う会員労働保険事務組合に事務処理を委託すると、労保連労働災害保険に加入することもできます。

6 労災保険制度 補足（給付内容）

労働者災害補償保険（労災保険）とは、労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤によって負傷したり、病気になったりあるいは不幸にも死亡した場合に、被災労働者や遺族に対し必要な給付を行う保険です。以下、給付の内容を紹介します。

参考 厚生労働省ホームページ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償 > 労災保険制度の概要、給付の請求手続等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/rousai/gaiyou.html

※労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務には含まれません。

① 療養（補償）等給付

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による傷病により療養を必要とする場合に行われ、現物給付としての「療養の給付」と現金給付としての「療養の費用の支給」の2種類があります。

○療養の給付

労災指定病院等で受診した場合には、原則として傷病が治癒するまでの間、無料で療養を受けられる、つまり現物による給付を行う制度です。

○療養の費用の支給

労災病院や労災指定病院以外で療養を受けた場合等において支払った費用を現金で支給する制度です。

療養（補償）等給付の範囲としては、治療費、入院の費用、看護料、移送費等通常療養のために必要なものは、原則、すべて含まれます。ただし一般に治療効果の認められていない特殊な治療や傷病の程度から必要がないと認められる付添看護師を雇った場合等は支給されません。

※業務災害に関する保険給付のときは療養補償給付、複数業務要因災害に関する保険給付のときは複数事業労働者療養給付、通勤災害に関する保険給付のときは療養給付となりますが、まとめて療養（補償）等給付と記載します。以下の給付の名称も同様です。

② 休業（補償）等給付

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による傷病の療養のために休業し、賃金を受けない日の第4日目以降から支給されます（業務災害の場合、休業初日から3日間については、事業主は労働基準法の規定に基づく休業補償を行わなければなりません）。

この場合、休業1日につき給付基礎日額の60%が休業（補償）給付として支給されますが、このほかに、社会復帰促進等事業として給付基礎日額の20%が特別支給金として休業（補償）給付とセットで支給されます。

ここで、**給付基礎日額**とは、原則として、災害が発生した日以前 3 か月間に被災した労働者に支払われた賃金の総額（ボーナスや臨時に支払われる賃金を除く）をその期間の総日数で割った額のことです。

なお、特別加入者（労災保険の特別加入制度については後述）については、3,500 円から 25,000 円の範囲で、申請に基づいて都道府県労働局長が決定することになります（特定作業従事者の家内労働者等については 2,000 円から）。

（注）通勤災害の場合は一部負担金 200 円（健康保険の日雇特例被保険者の場合は 100 円）が必要となりますが、これは休業給付を支給する際に自動的に政府が減額して支給することとしております。

③ 障害（補償）等給付

傷病が治ゆ（症状固定）したとき身体に一定の障害が残った場合、障害等級第 1 級～第 7 級の場合は、給付基礎日額の 313 日～131 日分の障害（補償）年金が、また第 8 級～第 14 級の場合は、給付基礎日額の 503 日～56 日分の障害（補償）一時金が、それぞれ支給されます（下の表参照）。

また、社会復帰促進等事業として、障害特別支給金及び障害特別年金又は障害特別一時金が支給されます。

障害等級	障害（補償）等給付		障害特別支給金 ^{注1}	障害特別年金 ^{注2}		障害特別一時金	
第 1 級	年金	給付基礎日額の 313 日分	一時金	342 万円	年金	算定基礎日額の 313 日分	
第 2 級	〃	〃 277 日分	〃	320 万円	〃	〃 277 日分	
第 3 級	〃	〃 245 日分	〃	300 万円	〃	〃 245 日分	
第 4 級	〃	〃 213 日分	〃	264 万円	〃	〃 213 日分	
第 5 級	〃	〃 184 日分	〃	225 万円	〃	〃 184 日分	
第 6 級	〃	〃 156 日分	〃	192 万円	〃	〃 156 日分	
第 7 級	〃	〃 131 日分	〃	159 万円	〃	〃 131 日分	
第 8 級	一時金	給付基礎日額の 503 日分	〃	65 万円			一時金 算定基礎日額の 503 日分
第 9 級	〃	〃 391 日分	〃	50 万円			〃 〃 391 日分
第 10 級	〃	〃 302 日分	〃	39 万円			〃 〃 302 日分
第 11 級	〃	〃 223 日分	〃	29 万円			〃 〃 223 日分
第 12 級	〃	〃 156 日分	〃	20 万円			〃 〃 156 日分
第 13 級	〃	〃 101 日分	〃	14 万円			〃 〃 101 日分
第 14 級	〃	〃 56 日分	〃	8 万円			〃 〃 56 日分

（注 1）同一の障害により、既に傷病特別支給金を受けた場合は、その差額となります。

（注 2）算定基礎日額とは、原則として、災害が発生した日以前 1 年間に被災労働者に支払われた特別給与の総額を算定基礎年額として 365 で割った額です。特別給与とは、給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど 3 か月をこえる期間ごとに支払われる賃金をいいます（臨時に支払われた賃金は含まれません）。

なお、同一の事由により、厚生年金保険の障害厚生年金等が併給される場合には、一定の調整率によって調整され、支給されることになっています。

また、障害（補償）年金については次の取扱いがあります。

➤ 障害（補償）年金差額一時金

障害（補償）年金の受給者が死亡した場合、その者に支給された障害（補償）年金の合計額が所定の額に満たないときは、その差額が一時金として遺族に対し支給されます。

➤ **障害（補償）年金前払一時金**

障害（補償）年金受給権者の請求に基づいて、その障害等級に応じ、所定額を最高限度として障害（補償）年金を一定額まで前払でまとめて受けることができます。ただし、前払一時金に達するまで、年金は支給停止されます。

④ **遺族（補償）等給付**

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により死亡した場合に支給されるもので、遺族（補償）等年金と遺族（補償）等一時金の二種類があります。また、社会復帰促進等事業として、遺族特別支給金（一時金）及び遺族特別年金があります。

労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた一定の範囲の遺族に対し遺族（補償）等年金が、年金受給権者がいない場合には、一定の範囲の遺族に対して給付基礎日額の 1,000 日分の遺族（補償）等一時金等が支給されます。

遺族（補償）等年金の支給額は次のとおりです。

遺族数	遺族（補償）等年金	遺族特別支給金（一時金）	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の 153 日分（ただし、その遺族が 55 歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の 175 日分）	300 万円	算定基礎日額の 153 日分（ただし、その遺族が 55 歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は算定基礎日額の 175 日分）
2人	給付基礎日額の 201 日分		算定基礎日額の 201 日分
3人	〃 223 日分		〃 223 日分
4人以上	〃 245 日分		〃 245 日分

（注）遺族数は、遺族（補償）年金の受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数です。同一の事由により厚生年金保険の遺族厚生年金等が併給される場合は一定の調整率によって調整され支給されることになっています。

また、遺族（補償）等年金について次の取扱いがあります。

➤ **遺族（補償）年金前払一時金**

給付基礎日額の 1,000 日分を限度とする一時金を年金の前払として受けることができますが、一時金相当額に達するまで年金は支給停止されます。

⑤ **葬祭料（葬祭給付）**

葬祭を行った者に対し、315,000 円+給付基礎日額の 30 日分又は給付基礎日額の 60 日分のいずれか高い方が支給されます。

⑥ 傷病（補償）等年金

療養開始後1年6か月を経過しても治ゆせず、傷病等級（第1級～第3級）に該当するときに、政府が職権で給付を決定し、等級に応じて給付基礎日額の313日～245日分が年金として支給されます。また、社会復帰促進事業として、傷病特別支給金（一時金）及び傷病特別年金が支給されます。

⑦ 介護（補償）等給付

一定の障害により傷病（補償）年金又は障害（補償）年金を受給し、かつ、現に介護を受けている場合に、月を単位として支給されます。常時介護の場合は、介護費用として支出した額が172,550円を上限として支給されます。

ただし、親等の介護を受けていた方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が77,890円を下回る場合は、一律77,890円が支給されます。

また、随時介護の場合は、介護費用として支出した額が86,280円を上限として支給されます。

ただし、親族等の介護を受けていた方で、介護費用を支出していない場合又は支出した額が38,900円を下回る場合は、一律38,900円が支給されます。

⑧ 二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定のうち4項目すべてに異常の所見が認められた場合に、二次健康診断及び特定保健指導を受けることができます（すでに脳・心臓疾患の症状を有している者を除く）。

参考 社会復帰促進等事業

○被災労働者の療養後における円滑な社会復帰を促進するため義肢等補装具の購入（修理）に要した費用の支給、後遺障害に対するアフターケア等が受けられます。

○被災労働者及びその遺族等の援護を図るため労災就学援護費、労災就労保育援護費等が受けられます。

○上記の他にも労働者の福祉の増進を図るための事業を行っておりますので、詳しくは最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

ポイント

労働者が被った業務上の労働災害については、事業主に補償責任が課せられます（労働基準法）。労働者災害補償保険は、保険という仕組みを利用して、この補償責任の確実な履行を担保するため、国が設けた制度です。

労働災害は本来あってはならないもので、そのため、労働安全衛生法に基づき労働災害防止策が講じられるわけですが、不幸にして被災すると、労働者にとって多額の費用が必要になることがあります。労災保険は、労働者、事業主双方にとって、セーフティーネットです。

7 雇用保険制度 補足

雇用保険とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行う保険です。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上等を図るための事業も行っています。

雇用保険の適用事業となった場合は、所定の期限内に、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出する義務が課せられています。

何らかの事由により手続もれがあった場合には、過去に遡及して被保険者となったことの確認を行うこととなります。被保険者となったことの実事があった日を被保険者となった日とすることが原則ですが、雇用保険被保険者資格取得届の提出が雇入れ後相当期間経過してから行われた場合には、被保険者であったはずの期間が確認できないことにより、失業等給付の支給内容等に影響が出る場合がありますので、こうした手続もれが生ずることのないように十分注意することが必要です。

参考 厚生労働省ホームページ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > (各種制度)雇用保険制度
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/index_00003.html

7-1 被保険者の範囲

適用事業に雇用される労働者であって、雇用保険法第6条各号に掲げる者以外の者は、原則として被保険者となります。

【被保険者の種類】

1. 一般被保険者（65歳未満の常用労働者）
2. 高年齢被保険者（65歳以上の常用労働者）
3. 短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）
4. 日雇労働被保険者（日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者）

【被保険者とならない者】

- 1 上記被保険者の種類3と4以外で1週間の所定労働時間が20時間未満である者
同一の事業主の適用事業に31日以上雇用されることが見込まれない者
- 2 季節的に雇用される者であって、4か月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が30時間未満の者

（注）平成29年1月1日以降は65歳以上の労働者についても、雇用保険の対象となりました。

7-2 失業等給付について

失業等給付は、労働者が失業した場合及び雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、必要な給付を行うとともに、その生活及び雇用の安定を図るための給付です。

失業等給付は大別すると求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付の4種類に分けられます。求職者給付は、労働者（被保険者）が離職し、失業状態にある場合

に、失業者の生活の安定を図るとともに、就職活動を容易にすることを目的として支給する給付です。

ここでは主に求職者給付について説明します。



7-3 求職者給付（一般求職者給付）

基本手当の受給資格は、原則として離職の日以前2年間に、被保険者期間が12か月以上（倒産・解雇等により離職された方は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上でも可）あり、再就職に対して積極的な意志と能力があることです。

【基本手当の日額】

原則として離職の日以前6か月間に支払われた賃金の日額の50～80%に相当する額です（ただし、離職の日において60～64歳の者については45～80%に相当する額です）。

【基本手当の所定給付日数】

倒産・解雇等、倒産・解雇以外の事由による離職、就職困難者などの区分及び離職した時の年齢、労働者が被保険者であった期間により所定給付日数が定められています。

7-4 事業主の方には

雇用保険では失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させ、又は教育訓練を受けさせる事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

➤雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化等に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して支給されます。

➤特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給されます。

➤人材開発支援助成金

事業内職業能力開発計画等に基づき、その雇用する労働者に対し、職業訓練を実施した場合や教育訓練休暇を導入し、労働者に適用した事業主等に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が支給されます。

以上の助成金以外にも、各種助成金制度等があります。

8 労災保険の特別加入制度

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については、任意で労災保険に加入することができます。これを労災保険の「特別加入制度」といいます。

特別加入制度には、**第1種から第3種までの3種類の制度があり**、以下のとおり、それぞれ対象となる方が異なります。

○ 第1種特別加入制度（中小事業主等の特別加入）

中小規模(※)の事業の事業主や、その事業に従事する者のうち労災保険の対象とならない方（家族従事者、役員等）を対象とした制度です。

加入するには、労働保険の事務処理を労働保険事務組合（11頁参照）に委託する必要があります。

（注）一定の要件を満たさない場合、保険給付の対象とならないことがあります。詳細は下記サイトのパンフレット等にて補償の対象となる範囲をご確認ください。

※中小規模と認められる企業規模

業種	労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

○ 第2種特別加入制度

労働者を使用しないで法令で定められた事業を行うことを常態とする一人親方、自営業者並びにそれらの事業に従事する方（家族従事者、役員等）、及び特定作業従事者として法令に定められた作業に従事する方を対象とした制度です。

対象となる事業又は作業については下記のリンク先のパンフレットをご確認ください。

○ 第3種特別加入制度

日本国内の事業主から海外で行われる事業に労働者として派遣される方、並びに海外にある中小規模(※)の事業に事業主等（事業主、役員など労働者ではない立場）として派遣される方、及び開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する方を対象とした制度です。

<特別加入のパンフレット>

厚生労働省のサイトに「特別加入のしおり」があります。ご参照ください。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/> > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働
> 労働基準 > 労災補償 > 労災補償関係リーフレット等一覧（第三者行為災害・特別加入制
度）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/rousai/kanyu.html

<QRコード>

第1種特別加入（中小事業主等）



第2種特別加入（一人親方・自営業者）



第2種特別加入（特定作業従事者）



9 労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度

労働者災害補償保険法（労災保険法）には、第 31 条第 1 項において、

「政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない（いわゆる未手続の）期間中に生じた事故について、労災保険給付を行った場合、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる」

という規定が設けられています。

これを**費用徴収制度**といいます。事業主からは併せて、さかのぼって労働保険料が徴収され、追徴金が徴収されます。

ポイント

事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない（いわゆる未手続の）期間中に事故が発生し労災保険給付が行われた場合、労災保険給付額の 100%又は 40%が事業主から徴収されます。

労災保険の成立手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合



事業主は故意に手続を行わないものと認定され、当該災害に関して支給された保険給付額の 100%が徴収されます。

労災保険の成立手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となった時から 1 年を経過してなお手続を行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合、



事業主は「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、当該災害に関して支給された保険給付額の 40%が徴収されます。

なお、費用徴収の額は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度内であって、療養開始後 3 年間に支給されるものに限りです。また療養（補償）等給付、介護（補償）等給付及び二次健康診断等給付は除かれます。

（注）行政機関から労働保険未手続事業一掃業務の委託を受けた労働保険未手続事業一掃推進員の指導を含む。

労災保険の費用徴収の事例

A社では、今まで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払が負担になることから、労災保険の成立手続を行っていませんでした。

ところが先般、従業員 B（賃金日額 1 万円）が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われました。

このようなケースでは、以下のとおり費用徴収が行われることとなります。

➤ **事業主が故意に手続を行わないものと認定された場合**

A社が、労災事故が起こる以前に都道府県労働局の職員から労災保険の成立手続を行うように指導を受けていたにもかかわらず、その後も労災保険の成立手続を行わなかった場合は、「故意」に成立手続を行わなかったものと認定され、保険給付額の **100%の金額**が費用徴収されることとなります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額×100%

(労働者の賃金日額 10,000 円×1,000 日分) ×100%=10,000,000 円

➤ **事業主が重大な過失ありと認定された場合**

A社に、労災保険の成立手続を行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過してなお手続を行わない場合は、「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の **40%の金額**が徴収されることとなります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額×40%

(労働者の賃金日額 10,000 円×1,000 日分) ×40%=4,000,000 円

※なお、労働保険の成立手続後においても、事業主が一般保険料を滞納している期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合、当該災害に関して支給された保険給付額の最大40%が、また、事業主の故意又は重過失により業務災害が発生した場合、当該災害に関して支給された保険給付額の30%が、それぞれ事業主から徴収されます。

参考 労働保険の手続に必要な社会保障・税番号（マイナンバー）等

平成 28 年 1 月 1 日から個人番号（マイナンバー）及び法人番号の利用が開始されました。行政機関がこれらの番号をキーとして情報連携を行うことにより、国民が社会保障や税に関する諸手続を行う際の負担の軽減を図るものです。労働保険に係る届出様式等に、個人番号、法人番号の記載の必要なものがあります。

1 労働保険に係る届出

① 個人番号関係

労働保険の手続で個人番号を用いるものは、個人が行う労災年金の請求などだけであり、事業主は、労働保険の手続に関して番号法上の個人番号関係事務実施者*とはなりません。

※「番号法」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のことで、「個人番号関係事務実施者」とは、法令や条例に基づき、労働基準監督署などの個人番号利用事務実施者に個人番号を記載した書面の提出などを行う者のことです。

事業主は、個人番号を従業員から取得する際の利用目的に、労働保険の手続を含めることはできず、労働保険の手続のために、個人番号を収集、保管することはできません。

ただし、労災年金の請求は、法令上、請求人（労働者又はその遺族）が直接行うものですが、請求人自ら行うことが困難な場合は、事業主が請求人から委任を受け、請求人の代理人として、個人番号を取り扱うことは可能です。その際には、①委任状など代理権が確認できる書類、②代理人の身元確認書類、③通知カード等の本人の番号確認ができる書類の提示又は写しの添付が必要となります。

この場合であっても、請求書の作成や提出の手続で個人番号を利用する必要がなくなった場合、事業主は、個人番号を速やかに廃棄又は削除する必要があります。

② 法人番号関係

労働保険関係成立届、労働保険料等申告書に法人番号欄が設けられ、事業主は法人番号を記入する必要があります。個人事業主で法人番号が付与されない場合は 0 を 13 桁記入します。労働保険事務組合に事務を委託する場合の労働保険事務等委託書にも、法人番号欄が設けられています。

2 雇用保険に係る届出

① 個人番号関係

雇用保険の被保険者の届出で下記のものについては、事業主が、被雇用者の個人番号を記入して提出することが求められています。

ア. 雇用保険被保険者資格取得届

イ. 雇用保険被保険者資格喪失届

ウ. 高年齢雇用継続給付受給資格確認票 ・ (初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書※

エ. 育児休業給付受給資格確認票 ・ (初回) 育児休業給付金支給申請書※

オ. 介護休業給付金支給申請書※

カ. 個人番号登録・変更届出書（何らかの理由により上記の様式に個人番号を記載できない場合）

(注) ※印の申請書は本人が提出することも可能ですが、原則として、事業主が提出することが求められています。

② 法人番号関係

雇用保険の適用事業所の届出に法人番号を記入して提出する必要があります。個人事業主の場合、空欄でよいとされています。

ア. 雇用保険適用事業所設置届

イ. 雇用保険適用事業所廃止届

ウ. 雇用保険事業主事業所各種変更届

3 労働保険事務組合に委託できる個人番号関係事務

労働保険及び雇用保険の届出において、労働保険事務組合に委託できる個人番号関係事務等は下記のとおりです。

① 個人番号関係

ア. 雇用保険被保険者資格取得届

イ. 雇用保険被保険者資格喪失届

ウ. 個人番号登録・変更届出書

② 法人番号関係

ア. 労働保険関係成立届

イ. 労働保険料等申告書

ウ. 雇用保険適用事業所設置届

エ. 雇用保険適用事業所廃止届

オ. 雇用保険事業主事業所各種変更届

⑫ 保険料算定基礎額の見込額欄
保険関係成立の日から保険年度末(令和6年3月31日)までの期間内に支払う賃金総額の見込額を、1,000円未満の端数を切り捨てて記入します。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)
労働保険(概算・増加概算・確定保険料)申告書
継続事業(一括有期事業を含む。)
提出用
令和5年 4月 14日
あて先 〒
標準字体 0123456789
第3頁(記入に当たっては上記の「標準字体」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願います。)

⑭ 概算・増加概算保険料額欄
⑫保険料算定基礎額の見込額に、⑬保険料率を乗じて得た額を、1円未満の端数を切り捨てて記入します。
なお、(ロ)及び(ホ)に記入した場合はその合計額を、(ロ)又は(ホ)のどちらか一方に記入した場合はその額を(イ)に記入します。

⑮ 期別納付額欄
各期の納付額を記入します。なお各期納付額は次のようにして算出します。
概算保険料額(⑫欄の(イ)の額)を⑯の納付回数で除し、その額に1円又は2円の端数があるときは、その端数を1期に加算して⑮欄の(イ)の概算保険料額の1期分欄に記入し、端数なくなった額(2期分、3期分(納付回数が2回の場合)は2期のみ)を⑮欄の(チ)、(ル)のそれぞれの該当欄に記入します。

⑬ 確定保険料算定内訳
⑭ 概算・増加概算保険料算定内訳
⑯ 申請済概算保険料額
⑰ 増加概算保険料額
⑱ 延納の申請
⑲ 延納の申請
⑳ 延納の申請
㉑ 延納の申請
㉒ 延納の申請
㉓ 延納の申請
㉔ 延納の申請
㉕ 延納の申請
㉖ 延納の申請
㉗ 延納の申請
㉘ 延納の申請
㉙ 延納の申請
㉚ 延納の申請
㉛ 延納の申請
㉜ 延納の申請
㉝ 延納の申請
㉞ 延納の申請
㉟ 延納の申請
㊱ 延納の申請
㊲ 延納の申請
㊳ 延納の申請
㊴ 延納の申請
㊵ 延納の申請
㊶ 延納の申請
㊷ 延納の申請
㊸ 延納の申請
㊹ 延納の申請
㊺ 延納の申請
㊻ 延納の申請
㊼ 延納の申請
㊽ 延納の申請
㊾ 延納の申請
㊿ 延納の申請

⑰ 延納の申請欄
納付すべき概算保険料が40万円(労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみ成立している事業にあつては20万円)以上で、延納を希望する場合には、保険料の納付回数を記入します。
延納の方法は、保険関係成立の日が4月1日から5月31日までのときは3回、6月1日から9月30日までのときは2回となり、10月1日以降のときは延納は認められません。なお、延納する場合、2期、3期の額に1円又は2円の端数があるときはその額を最初の期に合算します。

⑳ 加入している労働保険欄
労働保険と雇用保険の両保険に加入しているときは(イ)と(ロ)を、労働保険のみに入っているときは、(イ)を、雇用保険のみに入っているときは(ロ)を○で囲みます。

きりとり綴(1枚目はきりはなさないで下さい。)(記入例) ¥0123456789
領収済通知書(労働保険) 国庫金
取扱行名 東京海上日動火災保険株式会社
取扱行番号 0847
労働保険特別会計 0847
厚生労働部 6118
令和05年度
30840
労働保険特別会計 13101304711-000
令和5年度5月1日以降 現年度歳入組入
労働保険特別会計 100-XXXX
東京海上日動火災保険株式会社
株式会社カスミ商店
納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

㉑ 保険関係成立年月日欄
保険関係が成立した年月日を記入します。

雇用保険適用事業所設置届

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 事業所番号

(この用紙はこのまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

帳票種別 1. 法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)
 12001 6000012070001

下記のとおりに届けます。
 飯田橋公共職業安定所長 殿
 令和 5年 4月 7日

2. 事業所の名称 (カタカナ)
 カブシキカイシャ

事業所の名称 [続き (カタカナ)]
 カシミショウテン

3. 事業所の名称 (漢字)
 株式会社

事業所の名称 [続き (漢字)]
 カシミ商店

4. 郵便番号
 100-XXXX

5. 事業所の所在地 (漢字) ※市・区・郡及び町村名
 千代田区霞が関

事業所の所在地 (漢字) ※丁目・番地
 1丁目X番X号

事業所の所在地 (漢字) ※ビル、マンション名等

6. 事業所の電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)
 03-XXXX-XXXX

7. 設置年月日
 5-050401 (3 昭和 4 平成 / 5 令和)
 元号 年 月 日

8. 労働保険番号
 13101304711000
 府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号

※ 公共職業安定所 記載欄
 9. 設置区分 (1 当然) (2 任意)
 10. 事業所区分 (1 個別) (2 委託)
 11. 産業分類
 12. 台帳保存区分 (1 日雇被保険者のみの事業所) (2 船舶所有者)

13. 事業主名	(フリガナ) トウキョウト チヨダク カスミガセキ (法人のときはまたる事業所の所在地) 東京都千代田区霞が関1-X-X	17. 常時使用労働者数	10人
	(フリガナ) カブシキガイシャ カシミショウテン 名称 株式会社カシミ商店	18. 雇用保険被保険者数	一般 9人 日雇 人
	(フリガナ) ダイヒョウトリシマリヤク チヨダ カスミ 氏名 代表取締役 千代田 カスミ	19. 賃金支払関係	賃金締切日 25日 賃金支払日 当・翌月末日
14. 事業の概要 (漁業の場合は漁船の総トン数を記入すること)	卸売業、小売業	20. 雇用保険担当課名	総務課 人事・給与係
15. 事業の開始年月日	令和5年4月1日	※事業の16. 廃止年月日	令和 年 月 日
備考	21. 社会保険加入状況 健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/>		
	※ 所長	次長	課長 係長 係 操作者

(この届出は、事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。)

様式第2号 (第6条関係)

雇用保険被保険者資格取得届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

1. 個人番号 2. 被保険者番号 3. 取得区分 4. 被保険者氏名 5. 変更後の氏名

6. 性別 7. 生年月日 8. 事業所番号

9. 被保険者となったことの原因 10. 賃金 (支払の態様 - 賃金月額: 単位千円) 11. 資格取得年月日

12. 雇用形態 13. 職種 14. 就職経路 15. 1週間の所定労働時間

16. 契約期間の定め 17. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

事業所名 株式会社カスミ商店 備考

18. 在留カードの番号 19. 在留期間 20. 資格外活動の許可の有無 21. 派遣・請負就労区分 22. 国籍・地域 23. 在留資格

24. 取得時被保険者種類 25. 番号複数取得チェック不要 26. 国籍・地域コード 27. 在留資格コード

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

住 所 東京都千代田区霞が関1-X-X 令和 5年 4月 7日

事業主 氏 名 株式会社カスミ商店 代表取締役 千代田 カスミ 飯田橋 公共職業安定所長 殿

電話番号 03 - XXXX - XXXX

Table with 2 columns: 社会保険労務士記載欄, 氏名, 電話番号

Table with 6 columns: 所長, 次長, 課長, 係長, 係, 操作者

備考 確認通知 令和 年 月 日

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

令和5年度「年度更新」で使われる令和4年度分確定保険料を計算するための賃金集計表の記入例です。
 令和4年度は、雇用保険料率が年度前期と後期で異なったことに伴い、合計の計算過程で、前期と後期を分けて、それぞれ計を求める様式となっていますが、例年は分かれていません。

雇用保険の被保険者の範囲

雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、
- ②31日以上の雇用見込みがある場合

には原則として被保険者となります。

ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。

- 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 4か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者
- 昼間学生

対象者すべてについて、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出もれがないか、再度、確認してください。

事業内容又は製品名

事業の内容（製品名、作業工程）を具体的に記入してください。

⑤ 常用労働者、パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人

すべての被保険者（役員で雇用保険の資格のある人を除く）の賃金額を記入してください。

⑥ 役員で雇用保険の資格のある人

代表取締役は、被保険者となりません。取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等、従業員としての身分を有する者は、勤務形態、賃金報酬等の面からみて労働者的性格の強い者で雇用関係があると認められる者に限り、被保険者となります。（公共職業安定所での審査が必要です）

なお、実質的な役員報酬分は除きます。

内訳
 1日～令和5年3月31日 ※概算・確定保険料・一般拠出金申告書（事業主控）と一緒に保管してください。

名称	株式会社〇〇	電話	XXXX-XXXX-XXXX	具体的な業務又は作業の内容
所在地	〇〇市〇〇区〇〇-〇	郵便番号	XXXX-XXXX	和菓子の卸売業・小売業

雇用保険（対象者数及び賃金）						
被保険者						
①+②+③		④		⑤+⑥		合計
(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
3,634,681	12	3,044,281	1	400,000	13	3,444,281
3,426,770	12	2,795,370	1	400,000	13	3,195,370
3,590,241	12	2,978,421	1	400,000	13	3,378,421
3,664,857	12	3,042,357	1	400,000	13	3,442,357
3,534,794	12	2,924,754	1	400,000	13	3,324,754
3,714,060	12	3,084,440	1	400,000	13	3,484,440
5,205,100		5,205,100				5,205,100
0						0
26,770,503		23,074,723		2,400,000		25,474,723
3,872,690	12	3,248,970	1	400,000	13	3,648,970
3,717,840	12	3,100,680	1	400,000	13	3,500,680
3,678,106	12	3,073,406	1	400,000	13	3,473,406
3,775,633	12	3,138,893	1	400,000	13	3,538,893
3,744,939	12	3,136,679	1	400,000	13	3,536,679
3,699,282	12	3,071,542	1	400,000	13	3,471,542
7,506,200		7,506,200				7,506,200
0						0
29,994,690		26,276,370		2,400,000		28,676,370
56,765,193	144		12		156	54,151,093

転記	人	雇用保険被保険者数	156	12=	申告書⑤欄へ転記	13	人
----	---	-----------	-----	-----	----------	----	---

申告書に転記してください。

雇用保険分	① 保険料算定基礎額	② 保険料率	③ 確定保険料額(その1)	④ 確定保険料額(その2)
前期分 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)	25,474	9.5	242,003.0	
後期分 (令和4年10月1日～令和5年3月31日)	28,676	13.5	387,126.0	
合計	54,150		629,129.0	629,129

③ 確定保険料額(その1)

①欄に②欄の率を乗じた額を記入し、一円未満の端数が生じた場合であってもその端数は切り捨てないでください。

④ 確定保険料額(その2)

【労災保険分】③欄の(ニ) + (ホ)に一円の端数が生じる場合は、※の場合を除いて端数を切り捨てた額を(ワ)に記入してください。

※①欄の(イ)と(ハ)の額、(ロ)と(ト)の額がそれぞれ同額であり、かつ、③欄の(ニ) + (ホ)と(ヌ) + (ル)の各々の小数点以下を足した結果、一円以上となる場合にのみ、その端数を切り上げた額を(ワ)に記入してください。

【雇用保険分】③欄の(ヌ) + (ル)に一円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額を(ワ)に記入してください。

(2) 二元適用事業が労災保険分を申告する場合は、算定基礎額は次表により算定し、申告書に転記してください。

労災保険分の算定基礎額 (二元適用事業のみ記入)	④の合計額の千円未満を切り捨てた額	申告書⑧欄(ロ)へ転記	千円
-----------------------------	-------------------	-------------	----

(3) 一元適用事業及び二元適用事業が一般拠出金を申告する場合は、算定基礎額は次表により算定し、申告書に転記してください。

一般拠出金の算定基礎額 (労災保険関係が成立している全ての事業が記入)	④の合計額の千円未満を切り捨てた額	申告書⑧欄(ハ)へ転記	千円
--	-------------------	-------------	----

② 保険料率

【労災保険分】令和4年度労災保険率（またはメリット料率）を(ハ)に記入してください。

【雇用保険分】適用期間（前期・後期）に該当する雇用保険率を(チ)、(リ)に記入してください。

① 保険料算定基礎額

適用期間（前期・後期）に該当する保険料算定基礎額を集計表から転記してください。

千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨ててください。

労働保険事務等委託書

法人番号

事業場名		常時使用 労働者数	人
事業場の所在地		雇用保険 被保険者数	人
委託事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務 ● 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務(個人番号関係事務を含む。) ● 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務 ● 労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ● その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務 		
委託事務処理 開始年月日	(予定) 年 月 日 より		
<p>上記のとおり貴組合に労働保険事務等の処理を委託します。 ただし、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」(組様式第4号)は、貴組合が指定する期日までに当方において作成し、提出します。</p> <p style="text-align: right;">(郵便番号 -) 電話 () - () 番</p> <p>年 月 日 住所 _____</p> <p style="text-align: center;">事業主の</p> <p style="text-align: center;">殿 氏名 _____</p>			

労働 保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号				不承諾の理由
労働 保険番号												上記の委託を承諾します。 (承諾できません。)
労働 保険番号												
労働 保険番号												
<p>年 月 日 名称 _____</p> <p style="text-align: right;">(郵便番号 -) 電話 () - () 番</p> <p style="text-align: center;">労働保険 事務組合 の所在地 _____</p> <p style="text-align: center;">殿 代表者氏名 _____</p>												

初めて雇うときの労働保険必須知識 令和5年度版

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

〒102-0076

東京都千代田区五番町1-2-3 五番町YSビル5階

電話 03-3234-1481 (代) FAX 03-3234-8880

<https://rouhoren.or.jp>

(令和5年5月)



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会